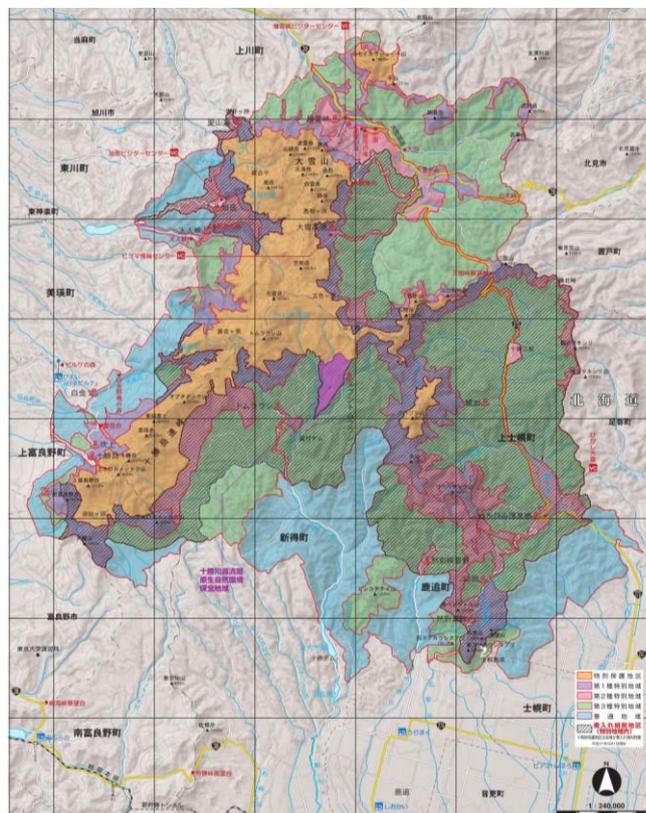


## ●国立公園の地種区分および公園計画

図の色	地種区分	説明	
橙	特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制されます。	許可制
紫	第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域です。	許可制
桃	第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域としています。	許可制
緑	第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域です。	許可制
青	普通地域	特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)といえます。	届出制



※国立公園は自然状況に応じて、エリアを区分(自然保護レベルを設定)しています。



規制計画凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

公園計画図(概要版)

## ●地種区分ごとの行為規制等（許可・届出を要する行為）および罰則

国立公園においては、特定の行為を規制することで、開発や過剰な利用から保護を図っており、特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域、普通地域のように様々な規制の強さをもつ地域を設定しています。これらの行為を行う場合は、許可や届出が必要になります。

特別保護地区	
※法第21条第3項(許可)、法第21条第6項、7項(届出)	
[1]特別地域(第1種～3種)における規制行為	[8]木竹以外の植物の植栽又は播種
[2]木竹の損傷	[9]動物の捕獲等
[3]木竹の植栽	[10]車馬等の乗り入れ
[4]家畜の放牧	[11]行為着手済届出
[5]物の集積	[12]非常災害応急措置届出
[6]火入れ、たき火	[13]植栽放牧届出
[7]植物の採取等、落葉落枝の採取	

### 第21条第3項の規定に違反したとき、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

特別地域(第1種～3種)	
※法第20条第3項(許可)、法第20条第6項、第7項、第8項(届出)	
[1]工作物(住宅、道路等)の新築、改築、増築	[10]土地の形状変更
[2]木竹の伐採	[11]木竹以外の植物の植栽又は播種
[3]高山植物等の採取又は損傷	[12]動物の捕獲又は殺傷、動物の卵の採取又は損傷
[4]鉱物や土石の採取	[13]動物の放出(家畜の放牧を含む。)
[5]河川、湖沼の水位・水量の増減	[14]屋根、壁面等の色彩の変更
[6]指定湖沼への汚水等の排出	[15]指定区域内の立入り許可申請
[7]広告物の設置等	[16]指定地域での車馬等の乗り入れ
[8]物の集積(貯蔵)	[11]行為着手済届出
[9]水面の埋立等	[12]非常災害応急措置届出

### 第20条第3項の規定に違反したとき、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

普通地域(法第33条第1項)(届出)	
[1]大規模な工作物の新築、改築、増築	
[2]特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減	
[3]広告物の設置等	
[4]水面の埋立等	
[5]鉱物や土石の採取(海域では※のみ)	
[6]土地の形状変更	
[7]海底の形状変更(海域公園地区周辺での行為に限る)	

### 第33条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき、30万円以下の罰金